

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

岩手厚生年金 事案 966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年 8 月賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に関する証明書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年 8 月賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に関する証明書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年 8 月賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に関する証明書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年 8 月賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に関する証明書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年 8 月賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に関する証明書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 971

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年8月13日は2万円、16年12月20日は5万9,000円、17年12月15日は6万円、18年12月22日は6万円、19年7月25日は5万円及び同年12月29日は5万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月13日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年12月22日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月29日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出のあった平成15年8月賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に関する証明書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑥までについて、当該事業所から提出のあった給料台帳により、申立人は申立期間②から⑥までにおいて賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は5万9,000円、申立期間③は6万円、申立期間④は6万円、申立期間⑤は5万円及び申立期間⑥は5万9,000円とすることが妥当である。

また、当該事業所の商業登記簿によると、申立人は申立期間①から⑥までにおいて監査役と記載されているところ、当時の同僚は、「申立人は事務員として勤務していたが、社会保険関係事務は担当していなかった。」と供述している。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「(申立期間①から⑥までに係る)賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①から⑥までにおける標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 972

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年8月13日は10万円、16年12月20日は29万3,000円及び17年12月15日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月13日
② 平成16年12月20日
③ 平成17年12月15日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出のあった平成15年8月賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に関する証明書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②及び③について、当該事業所から提出のあった給料台帳により、申立人は申立期間②及び③において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は29万3,000円及び申立期間③は30万円とすることが妥当である。

また、当該事業所の商業登記簿によると、申立人は申立期間①から③までにおいて取締役と記載されているところ、当時の同僚は、「申立人は営業として勤務しており社会保険関係事務は担当していなかった。」と供述している。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「(申立期間①から③までに係る)賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立期間①から③までにおける標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 973

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年 8 月賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に関する証明書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係るB社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月30日から同年7月1日まで
② 平成5年7月1日から6年4月1日まで

私は、申立期間において、A社及びB社に継続して在籍しながら、C社に出向して勤務していた。

ねんきん定期便の記録を確認したところ、申立期間①の厚生年金保険被保険者の記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が遡って引き下げられていることが分かった。

私は、申立期間①については、勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずであり、申立期間②については、訂正前の標準報酬月額に見合う給与額をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、平成5年6月30日、B社における被保険者資格の取得日は、同年7月1日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は当時、C社に出向し継続勤務していたと供述しており、申立人と同様に同社に出向していた同僚も、申立人は出向先事業所で継続して勤

務しており、業務内容に変更は無かったと供述しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、申立人及び同僚は、申立期間①においてB社で記録が継続していることが確認できる。

また、当該同僚から提出された給与明細書及び源泉徴収票によると、A社において申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社は平成5年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、商業登記簿謄本によると、同社が本店を移転したのは6年5月7日となっている上、申立人と同様に5年6月30日に同社における被保険者資格を喪失し、B社において同年7月1日に資格取得している同僚が5人確認できることから、A社は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人も当該同僚と同様に、申立期間①に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成5年5月のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成5年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録において、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は19万円と記録されていたところ、平成6年2月1日付けの訂正で、11万8,000円に引き下げられた処理の記録が確認できる。

また、B社は、平成6年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主とは連絡がつかない上、年金事務所では滞納処分票及び全喪届等の関係資料は確認ができないとしているため、当該事業所の申立期間当時の厚生年金保険料の納付状況については不明である。

さらに、当時の申立事業所の状況について、複数の同僚は、「経営不振で給料の遅配があった。」と供述している。

加えて、申立人の標準報酬月額が減額訂正された平成6年2月1日において当該事業所に厚生年金保険の被保険者として記録のある26名の標準報酬月額の記録を確認すると、申立人を含む25名が遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡って記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年7月から6年3月までの期間を事業主が当初、社会保険事

務所に届け出た 19 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 30 日から同年 11 月 7 日まで

私は、昭和 45 年 4 月から 59 年 3 月まで A 事業所に勤務したが、同事業所が B 国民健康保険組合に加入することになったので、厚生年金保険から国民年金に変更するよう事業主から指示された。事業所が社会保険を脱退する場合は従業員も同時に資格喪失すると思われるが、同僚は私よりも後に資格喪失している。申立期間について調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において、A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 53 年 11 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に他界していることから、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同日に複数の者も資格喪失していることが確認できる上、申立期間に同事業所で厚生年金保険被保険者記録がある複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和 53 年 10 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、同名簿の備考欄に「53.10.9 資格取得」と記載されていることから、同年 10 月 9 日に国民年金の加入手続きが行われたものと考えられる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の健康保険被保険者証が昭和 53 年 9 月 30 日に返納されていることが確認できる上、B 国民健康保険組合に照会したところ、申立人は同組合の被保険者資格を同年 10 月 1 日に

取得していると回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。